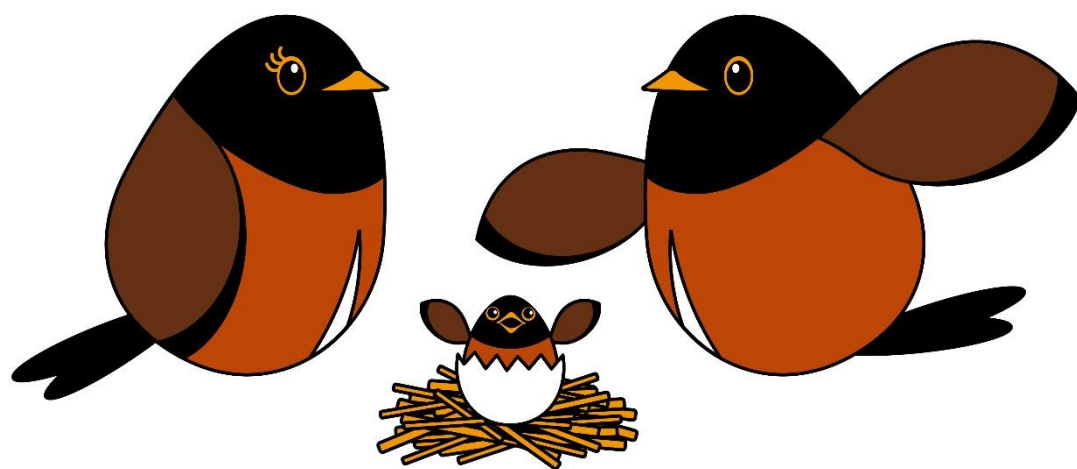


八丈町立保育園 入園のしおり



八丈町福祉健康課厚生係（町役場 1 階 7 番カウンター）

〒100-1498 東京都八丈島八丈町大賀郷 2551 番地 2

電話 04996-2-5570

八丈町ホームページ <http://www.town.hachijo.tokyo.jp/>

保育園ホームページ <http://www.town.hachijo.tokyo.jp/nursery/>

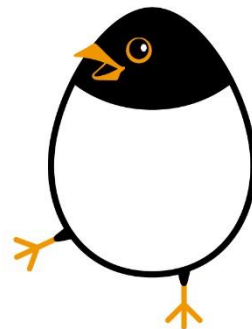
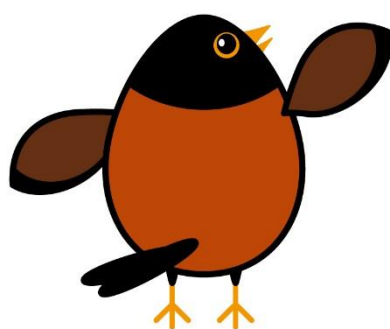


はじめに

少子化が進む中、八丈町では地域住民と協力し、保護者の方が安心して子育てができる環境を整え、「みんなで子育て島育て」を合言葉に子育て支援に取り組んでいます。

保育理念

- ・ 子ども一人ひとりを大切にします。
- ・ 保護者の気持ちに寄り添います。
- ・ 職員は明るく、向上心を持ちます。
- ・ 地域に開かれた保育園を目指します。



目次

1	町立保育園一覧、クラス年齢	P1
2	子ども・子育て支援新制度における「保育の必要性の認定」	P2
3	申込みから入園までの流れ	P5
4	保育園の利用時間	P6
5	入園（転園）の申込み	P8
6	町外の認可保育園を希望する場合	P12
7	町外からの申込みについて	P12
8	八丈町利用調整基準（選考基準）	P13
9	保育料	P17
10	保育にあたって特別な配慮を必要とする場合	P19
11	申込み後、認定内容や希望保育園等の変更があった場合	P19
12	内定や入園の辞退	P20
13	食物アレルギーの対応について	P20
14	年間行事予定	P21
15	1日の基本的な流れ	P22
16	0歳児保育	P23
17	一時保育	P23
18	こどもひろば	P24
19	八丈町立保育園マップ	P25
20	むつみ保育園	P26
21	むつみ第二保育園	P27
22	若草保育園	P28
23	あおぞら保育園	P29
24	子育てに関する施設	P30

1 町立保育園一覧、クラス年齢

■保育園とは■

保育園は、お子様の保護者が就労している場合や、病気などにより日中お子様を保育できない場合に、保護者に代わってそのお子様を保育するところです。

ご家庭での保育が可能な場合は対象になりません。

■八丈町立保育園一覧■

保育園名	0歳保育受入可能月齢	所在地	電話番号
むつみ保育園	×	三根 1763 番地	04996-2-0729
むつみ第二保育園	×	三根 505 番地 1	04996-2-2421
若草保育園	×	大賀郷 71 番地	04996-2-0724
あおぞら保育園	満 6 ヶ月以上	中之郷 2612 番地 1	04996-7-0083

■募集人数■

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
むつみ保育園	—	6名	6名	20名	30名	30名
むつみ第二保育園	—	6名	12名	20名	30名	30名
若草保育園	—	6名	6名	20名	30名	30名
あおぞら保育園	8名	6名	6名	20名	30名	30名

■平成 28 年度クラス年齢■

4 月 1 日時点での年齢で決定します。年の途中で誕生日を過ぎてもクラス年齢は変わりません。

クラス年齢	生年月日
0歳	平成 27 年（2015 年）4 月 2 日～ ※ 受入月齢は生後 6 ヶ月以上です。
1歳	平成 26 年（2014 年）4 月 2 日～平成 27 年（2015 年）4 月 1 日
2歳	平成 25 年（2013 年）4 月 2 日～平成 26 年（2014 年）4 月 1 日
3歳	平成 24 年（2012 年）4 月 2 日～平成 25 年（2013 年）4 月 1 日
4歳	平成 23 年（2011 年）4 月 2 日～平成 24 年（2012 年）4 月 1 日
5歳	平成 22 年（2010 年）4 月 2 日～平成 23 年（2011 年）4 月 1 日

※ 0歳児クラスの申込み可能時期

（例）平成 27 年 11 月 11 日生まれ ⇒ 平成 28 年 6 月 1 日入園分から申込み可能

（例）平成 28 年 3 月 10 日生まれ ⇒ 平成 28 年 10 月 1 日入園分から申込み可能

■利用できる方■

保護者が以下の状況で、ご家庭でお子様を保育することができない場合に、利用申込みができます。

- (1) 仕事をしている場合（月 48 時間以上の就労）
- (2) 妊娠をしているか、出産をする場合
- (3) 病気、負傷又は心身に障害がある場合
- (4) 同居又は長期入院等をしている親族の介護、看護をしている場合
- (5) 災害の復旧活動をしている場合
- (6) 求職活動をしている場合
- (7) 大学、専門学校、職業訓練校などに通学している場合
- (8) 児童虐待や配偶者からの暴力等のおそれがあると認められる場合
- (9) その他、保護者が明らかに保育をできないと認められる場合

※ 八丈町で利用申込みができるのは、八丈町に住民登録している方のみです。町外に転居されたときは申込みが無効になりますので、必要な方は新住所地で改めて申込みをしてください。

※ 各保育施設の募集定員を超えた申込みがあった場合、すぐには入園できないことがあります。

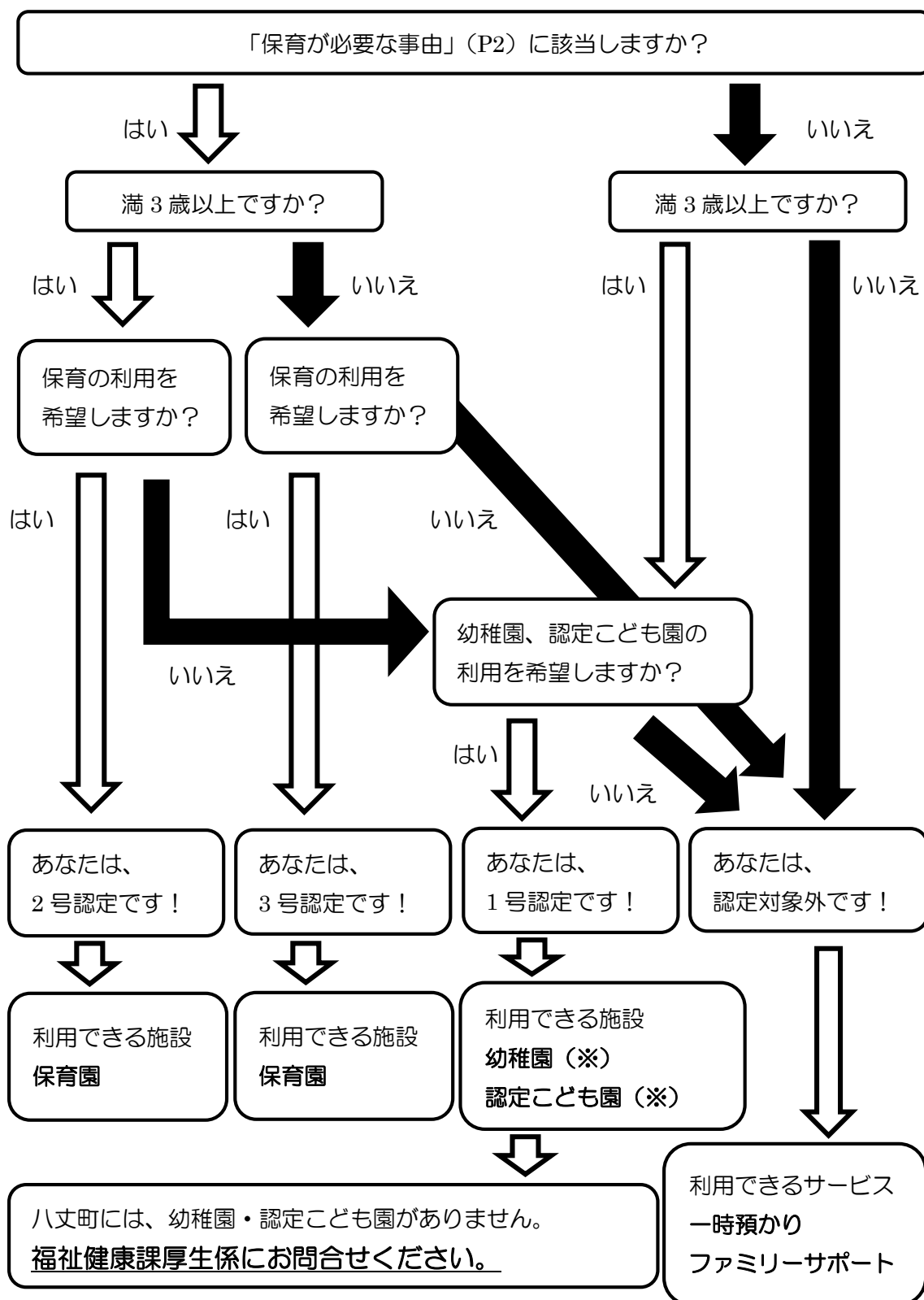
2 子ども・子育て支援新制度における「保育の必要性の認定」

新制度では、認可保育園を利用される保護者の方に「保育の必要性の認定（以下、「認定」という。）」の申請をしていただく必要があります。

■保育が必要な事由■

- ◇就労（月 48 時間以上の就労）
- ◇妊娠、出産
- ◇病気、負傷又は障がい
- ◇同居又は長期入院している親族の介護、看護
- ◇災害復旧活動
- ◇求職活動
- ◇就学
- ◇児童虐待や配偶者からの暴力等のおそれがある
- ◇育児休業取得前に既に保育園を利用しているお子様がいて継続利用が必要
- ◇その他、上記に類する状態として町長が認める場合

■ 認定のフローチャート ■



■ 認定の種類 ■

認定区分	対象		利用できる施設
	児童年齢	保育	
1号認定	満3歳以上	教育を希望される場合	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上	保育が必要な事由に該当し、保育園での保育を希望される場合	認可保育園
3号認定	満3歳未満		認可保育園

※ 認定は、保育の必要性の有無を判定するもので、施設への入園をお約束するものではありません。

■ 利用区分 ■

2号認定、3号認定を受ける場合、保護者それぞれの保育の必要量に応じて「保育標準時間」「保育短時間」の利用区分に分けられます。

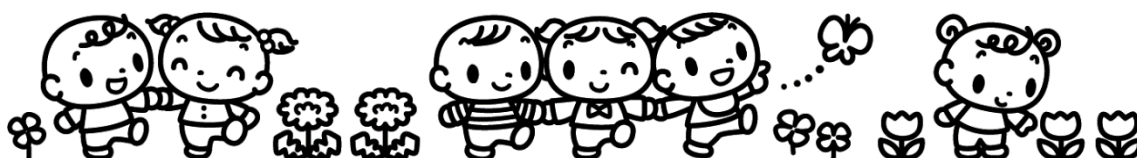
■ 申請方法 ■

保育施設の入園申込みの際に「認定申請」をしていただきます。

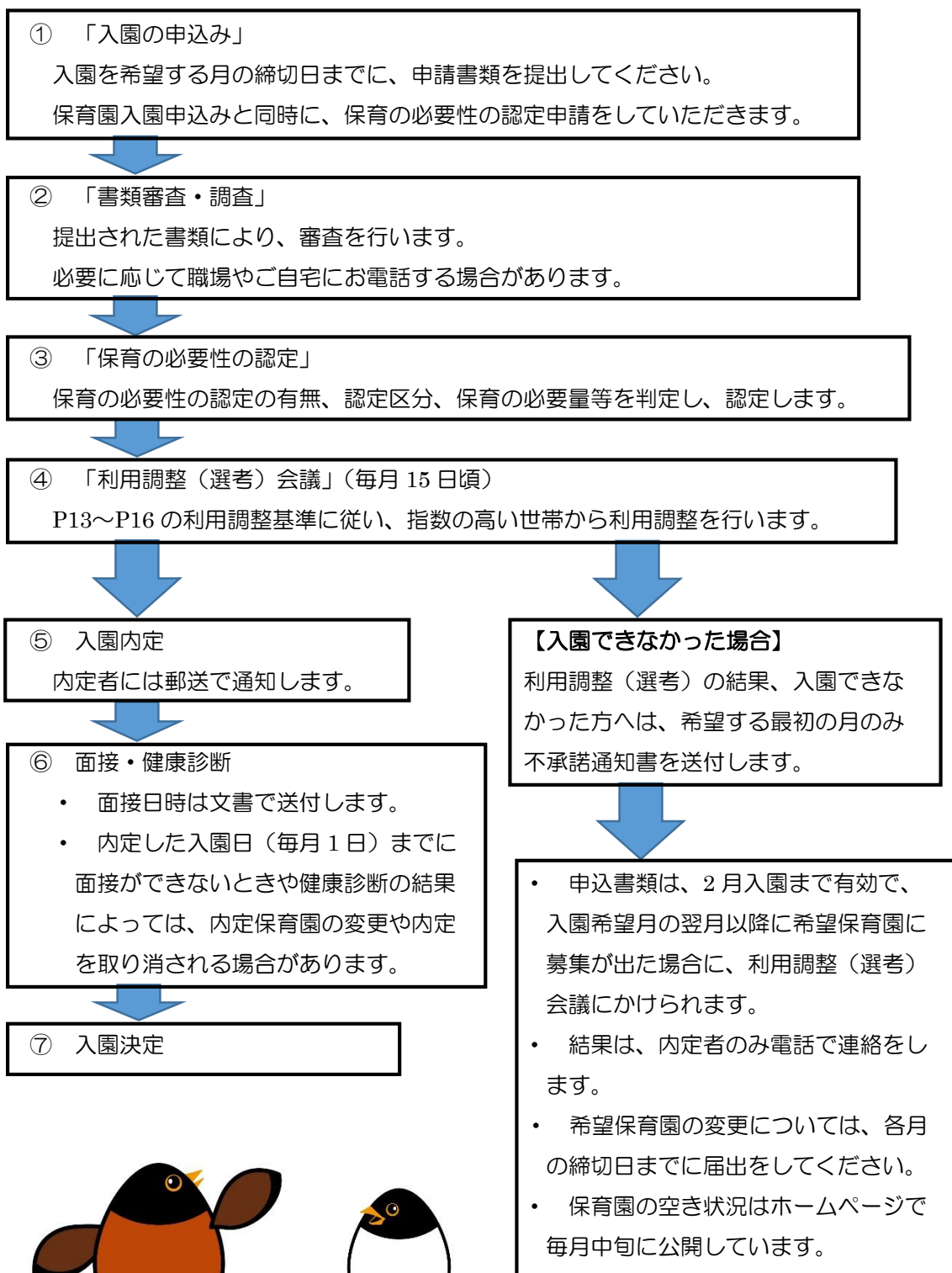
※ 入園の申込みと同時に行います。

■ 支給認定証の発行 ■

- ・ 認定された方には「支給認定証」（以下「認定証」）を発行します。
- ・ 4月入園申込みの場合、認定の審査に時間を要するため、認定証は2月中旬以降にまとめて送付する予定です。
- ・ 5月以降の申込みについては、利用調整（選考）の結果と同時期に認定証を送付する予定です。



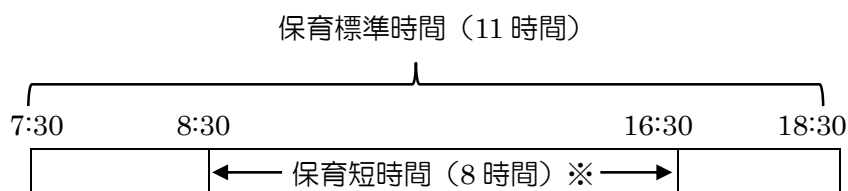
3 申込みから入園までの流れ



4 保育園の利用時間

■通常保育■

- 月曜日～土曜日の 7 時 30 分～18 時 30 分まで（日・祝日は除く。）
 - ※ 土曜日は就労のある方のみ
- 「保育標準時間」、「保育短時間」のどちらかの区分で認定されているかによって、利用できる時間帯が異なります。
- 保育時間（8 時間）は、「保育短時間」認定のお子様の利用可能な時間帯で、概ね児童全員がそろって保育を受ける時間帯です。
- 保育時間（11 時間）は、保育時間（8 時間）を含む 11 時間で、「保育標準時間」認定のお子様の利用可能な時間帯です。



■延長保育■

「保育短時間」のお子様が、保護者の方の勤務の都合により、保育園が定める保育時間（8 時間）を超える前後の時間帯を利用する場合は、「延長保育」となり、保育料とは別に、延長保育料（1 時間 350 円）をご負担いただきます。

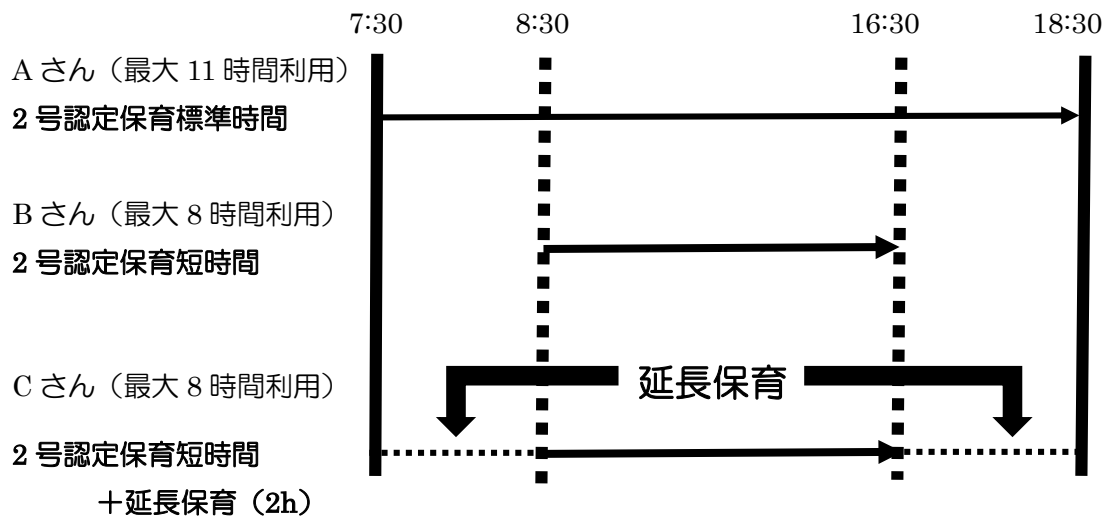
（1）事前申し込み

延長保育を利用する予定の方は、利用日の前日までに各保育園へお申込みください。

（2）利用にあたっての注意

- 延長保育を利用する理由は、「保育が必要な事由」（P2）に準じています。
- 冠婚葬祭、保護者のリフレッシュ、保護者会などの理由では利用できませんのでご注意ください。
- また、保育料を滞納している方は、延長保育を利用できません。
- 事前申込みをせず、延長保育が発生しないようご注意ください。また、やむを得ず事前申込みをせずに延長保育になってしまう場合は、必ず保育園に連絡をしてください。
- 18 時 30 分以降は保育することができませんのでご了承ください。18 時 30 分を過ぎた場合は、各保育園玄関にてお子様と保育士にて待機させていただきます。

(3) 保育時間のイメージ



※ 保育の必要量に応じた認定区分で利用できる時間帯を超える場合は「延長保育」となります。

■ 保育の必要量、保育認定について ■

保育を必要とする事由に応じて、以下のとおり「保育標準時間」か「保育短時間」に区分されます。区分により保育施設の利用最大時間が異なります。

※ 保育を必要とする時間が短い方の保護者により、事由と必要量は認定されます。

① 保育標準時間…1日の最大利用時間 11 時間（7:30～18:30）

② 保育短時間…1日の最大利用時間 8 時間（8:30～16:30）

保育を必要とする事由	保育の必要量	利用できる期間
就労	標準時間もしくは短時間	小学校就学前までの間
妊娠、出産	標準時間もしくは短時間	出産予定月を中心に前後 2 か月（計 5 か月間）
疾病、障がい	標準時間もしくは短時間	療養を必要としなくなるまで
介護、看護	標準時間もしくは短時間	介護を必要としなくなるまで
就学	標準時間もしくは短時間	通学期間中
求職	短時間	利用希望月から 3 か月以内
育児休業※1	短時間	育児休業の対象児童が 1 歳になった年度末まで
災害復旧	標準時間もしくは短時間	災害の復旧活動に従事する期間

虐待や配偶者等からのDV（家庭内暴力）のおそれがあるとき	標準時間もしくは短時間	左記の事由により保育が困難と認められる期間
------------------------------	-------------	-----------------------

※1すでに保育園に在園しているお子様がいて、新たにお子様が生まれ、育児休業を取得される場合、保育が必要な要件はなくなりますが、生まれたお子様が満1歳を迎える年の年度末（3月31日）まで、在園しているお子様の継続通園を特別に認めています。

ただし、それ以降も育児休暇をとられる場合は退園となります。育児休業終了後に、再び保育園の利用を希望される場合は、新たに利用手続きが必要となります。

また、育児休業期間中の転園申込み、延長保育、土曜保育についてはお断りさせていただきます。

※ 育児休業中に退職、転職した場合は、継続通園の特例はなくなりますので、原則として在園しているお子様は退園になりますので、ご注意ください。

5 入園（転園）の申込み

■ 申込方法 ■

各月締切日までに必要書類を福祉健康課厚生係に提出してください。

- 窓口受付…福祉健康課厚生係（町役場 1 階 7 番カウンター）
土、日、祝日を除く日の 8 時 30 分～17 時
- 郵送受付…〒100-1498
東京都八丈島八丈町大賀郷 2551 番地 2 福祉健康課厚生係宛
締切日必着となります。（消印の日付ではありません。）

※ 郵便事故等による遅れや不着の場合についても、選考対象となりませんのでご注意ください。

※ F A X やメール等での申込みはお受けできません。

※ 認可保育園では申込書類を預かるだけで内容確認は行いませんので、できる限り福祉健康課厚生係へ提出してください。

※ 町外の保育園を希望される場合は、P12 ページ「6 町外の認可保育園を希望する場合」をご覧ください。

※ 町外にお住まいの方は、お住まいの区市町村で申込みをしてください。

■申込締切■

入園は毎月 1 日からとなります。原則、月の途中からの入園、転園はできません。

入園月	締切日	入園月	締切日	入園月	締切日
4 月	下記参照	8 月	7 月 8 日（金）	12 月	11 月 10 日（木）
5 月	4 月 8 日（金）	9 月	8 月 10 日（水）	1 月	12 月 9 日（金）
6 月	5 月 10 日（火）	10 月	9 月 9 日（金）	2 月	1 月 10 日（火）
7 月	6 月 10 日（金）	11 月	10 月 7 日（金）	3 月	募集なし

■4 月入園について■

（1）一次選考

受付期間	平成 27 年 11 月 2 日（月）～平成 27 年 11 月 20 日（金）※ 郵送の場合は必着
受付時間	9 時～17 時
受付場所	福祉健康課厚生係
結果通知	平成 27 年 12 月 21 日（月）以降に郵送で結果を通知します。
注意事項	平成 27 年 11 月 2 日（月）以前の受付はできません。

（2）二次選考

受付期間	平成 27 年 11 月 24 日（月）～平成 28 年 3 月 10 日（木）※ 郵送の場合は必着
受付時間	9 時～17 時
受付場所	福祉健康課厚生係
結果通知	平成 28 年 3 月 14 日に内定者には電話で連絡します。
注意事項	受付期間以降に受理した申込みについては、5 月以降の入園選考となります。

（3）面接

実施日時	結果通知と同封してお知らせします。
実施場所	内定保育園

※ 二次選考の方については、お電話にてお知らせします。

（4）健康診断（入園前健診）

実施日時	平成 28 年 3 月 17 日（木）14 時～15 時 30 分
実施場所	保健福祉センター
その他	詳細は、結果通知と同封してお知らせします。

■ 申込みのときに必要な書類 ■

◎は八丈町指定の用紙です。町のホームページからダウンロードできます。

(1) 必ず必要な書類

- ① ◎支給認定書兼保育園等利用申込書
② 保育の必要性が確認できる書類 (父母それぞれの証明が必要です。)

	就労				出産・妊娠	疾病・負傷	障がい	介護・看護	災害復旧	求職活動	就学・職業訓練	不存在	虐待等
	外勤	自営・内職	出産休業中	育児休業中									
◎勤務（内定）証明書	○		○							☆			
◎勤務状況申告書		○											
母子健康手帳の写し （表紙、出産予定日の分かる部分）					○								
診断書（※1）						○							
障害者手帳の写し	☆	☆	☆				○						
◎介護状況申告書	☆	☆	☆					○					
介護を受ける方の状況確認書類 （※2）	☆	☆	☆					○					
◎求職活動申告書										○			
◎在学証明書											○		
離婚、未婚、死亡、拘禁等（※3）												○	
離婚調停中（調停期日通知など）												○	
事由に該当することを証明する書類 （公的機関から発行された書類）									○				○

※ ○は、必ず必要な書類です。

※ ☆は、該当する方だけ必要な書類です。

※1 医師が記載し、かつ「保育不可である旨」と「診療期間」が明記されたもの

※2 要介護認定証、障害者手帳の写し、診断書

※3 戸籍謄本、児童扶養手当証書、ひとり親家庭等医療費助成制度医療証など

(2) 状況に応じて必要な書類

状況	必要書類
土曜日の保育が必要である	土曜保育申込書、シフト表（※）
生活保護を受給している	生活保護受給者証明書
ひとり親家庭等（親族その他の者と同居している）	該当者の勤務（内定）証明書など
申込児童に障がいがある場合 申込児童が持病をお持ちの場合	「集団保育が可能であること」と「保育園での医療行為が必要ないこと」が明記された医師の診断書
同居親族が、身体障害者手帳、愛の手帳もしくは精神障害者保険福祉手帳を交付されているまたは要介護の認定を受けている	同居親族の障害者手帳等の写しまたは要介護認定証写し
平成 27 年 1 月 1 日現在、八丈町に住民登録がなかった	平成 27 年度の住民税課税証明書 もしくは非課税証明書
平成 27 年 1 月 1 日現在、八丈町に住民登録があったが、住民税の申告が未申告である	

※ 土曜日の勤務が不定期の場合は、お手数をおかけしますが**毎月シフト表の提出**をお願いします。（例）4 月シフト表は 3 月末日までに提出

■注意事項■

- ・ 育児休業中の方のお申込みは、お子様が入園した月の翌月 1 日までに職場復帰することが条件です。復帰後、復職証明書を提出してください。入園月の 1 日までに復職していない場合は、退園となります。
- ・ 4 月の転園を希望された場合、内定を辞退しても転園前の保育園に戻ることはできません。内定した時点で、転園前の保育園には別の希望者が内定します。十分ご検討のうえ、お申込みください。
- ・ 転園の申込みは、入園申込みと同じ手続きが必要になります。なお、申込みができるのは保育園に通い始めてからとなります。
- ・ 勤務（内定）証明書、勤務状況申告書の記載に整合性がない場合や不明な点がある場合は、事業主等に問い合わせることがありますので、予めご了承ください。
- ・ 記載内容を誤った場合は、訂正印を押印してください。

6 町外の認可保育園を希望する場合

町外の認可保育園を希望する場合は、必ず入園を希望する区市町村に連絡をとり、申込みができるかどうか、希望する保育園の空き状況、希望できる保育園の数、申込締切日、必要書類について確認してください。

その際、住所が八丈町であることや転入予定等があることを必ずお話しください。

八丈町の申込書等を使い、福祉健康課厚生係の窓口でお申込みください。入園を希望する区市町村に書類を送付しますので、申込先区市町村の締切日から 1 週間から 10 日前までをお願いします。

※ 転出予定の場合は、転入時に転入先の区市町村で申込み手続きを行ってください。手続きを行わないと、内定が無効になる場合がありますのでご注意ください。

7 町外からの申込みについて

八丈町外に在住で、八丈町に転入予定の方は、現在お住まいの市区町村をとおして、八丈町の様式またはその市区町村の様式を使って申込みをしてください。お住まいの市区町村から八丈町に書類が到着した日が申込日となりますので、締切日にはご注意ください。

転入予定で申込みをした方は、離島という条件も加味して入園希望月の当月 1 日（1 日が閉庁日の場合は翌開庁日）までに、八丈町に転入し、同時に福祉健康課厚生係で必要な手続きを行ってください。

■入園希望月の前月末日までに八丈町へ転入予定がある方■

お申込時に「入園希望月の前月末日までに八丈町へ転入されることが確認できる書類」「転入に関する申立書（八丈町様式）」を添付していただければ、八丈町民として選考します。転入後、改めて福祉健康課厚生係で手続きが必要です。

なお、入園希望月の前月中に転入の確認ができなかった場合、内定は取り消しとなりますのでご注意ください。

■町外にお住まいの方が平成 28 年 4 月 1 日からの利用を希望する場合■

八丈町外にお住まいの方が八丈町の保育施設に利用申請を行う場合は、原則二次利用調整からの対象となります（転入予定の方で、一次締切日までに証明書類等を提出した方を除く）。二次申請締切日に間に合うよう、現在のお住まいの市区町村をとおしてお申込みください。

8 八丈町利用調整基準（選考基準）

■基本指数■

入園の利用調整（選考）は、提出書類（「■申込みの時に必要な書類■」に記載のあるもの）を基に「保護者の状況」の「分類」「細目」を決め、その内容を以下の表にあてはめて、父母それぞれの指数を合算し、世帯の基本指数とします。

番号	保護者の状況		基本指数
	分類	細目	
1	居宅外就労	週5日以上かつ1日8時間以上の就労	20
		週5日以上かつ1日6時間以上8時間未満の就労	18
		週5日以上かつ1日4時間以上6時間未満の就労	16
		週3日以上5日未満かつ1日8時間以上の就労	12
		週3日以上5日未満かつ1日6時間以上8時間未満の就労	10
		週3日以上5日未満かつ1日4時間以上6時間未満の就労	8
		上記以外の就労で月48時間以上の就労	6
2	居宅内就労	週5日以上かつ1日8時間以上の就労	20
		週5日以上かつ1日6時間以上8時間未満の就労	18
		週5日以上かつ1日4時間以上6時間未満の就労	16
		週3日以上5日未満かつ1日8時間以上の就労	12
		週3日以上5日未満かつ1日6時間以上8時間未満の就労	10
		週3日以上5日未満かつ1日4時間以上6時間未満の就労	8
		上記以外の就労で月48時間以上の就労	6
3	出産	出産予定月を中心に前後2ヶ月（計5ヶ月間）	8
		妊娠初期及び中期に長期間にわたって安静が必要な場合	14
4	病気がけが	入院または入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で常に病臥している場合	20
		通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時困難な場合	14
		通院加療を要する状態	8
	障害	身体障害者手帳1級、愛の手帳1度～3度、精神障害者保健福祉手帳3級以上	20
		身体障害者手帳3級、愛の手帳4度	12
		身体障害者手帳4級	4

5	介護	常時病院、施設等で付添介護を必要とする場合	20
		常時ではないが病院、施設等で付添を必要とする場合	12
		日常生活に全面的（食事・排泄・入浴等）介護を必要とする場合	10
		日常生活において、身の回りの事は、しばしば介護を必要とする場合	10
		上記以外の場合	6
6	災害復旧	震災、風水害、火災等の災害復旧にあたっている場合	20
7	通学 就学	学校教育法に定める学校や職業訓練施設に通学・通所している場合	※1
8	求職中 就労内定	就労内定があり、週 5 日以上かつ 1 日 8 時間以上の就労	12
		就労内定があり、週 3 日以上かつ 1 日 6 時間以上の就労	8
		就労内定があり、週 3 日以上かつ 1 日 4 時間以上の就労	4
		求職活動中	2
9	その他	父母の死亡、離婚、行方不明、拘禁等の場合	20
		児童福祉の観点から町長が特に保育の必要性の緊急度が高いと判断した場合	※2

※1 居宅外就労の細目及び基本指数と同様とする。

※2 当該児童、世帯の状況に応じて別途判断します。

※ 申込要件（分類）に複数該当する場合は、主たる要件の基本指数を適用する。

※ 居宅外就労、居宅内就労は 3 ヶ月以上の勤務実績があり、かつ就労時間に見合った給与等（**東京都の最低賃金を基本**とします）が支給されていること。原則として時給または東京都の最低賃金で収入を割り返して、勤務時間を算出します。ただし、算出した時間が雇用（予定）証明書等に記載されている勤務時間を超える場合は、雇用（予定）証明書等の勤務時間で認定する。

※ 入園申込締切日現在、給与明細等で確認できる 1 ヶ月以上の実績がない者、雇用（予定）証明書等に記載された就労時間と収入が不一致の者も原則として就労内定とする。

■調整指数■

基本指数に加算、減算します。

加算となる要件		
番号	条件	指数
1	父母ともに身体障害者手帳 1 級～2 級、愛の手帳 1 度～3 度、精神障害者保健福祉手帳 1 級～3 級	+6
2	父または母が身体障害者手帳 1 級～2 級、愛の手帳 1 度～3 度、精神障害者保健福祉手帳 1 級～3 級	+4
3	ひとり親家庭（離婚、未婚、死亡等）に該当し、かつ申込児童の居所の近隣に当該児童を監護する者がいないとき	+10
4	ひとり親家庭（離婚、未婚、死亡等）に該当するとき	+3
5	父母ともに不存在（長期入院を含む）	+6
6	父または母が不存在（長期入院を含む）で同居者が不在	+4
7	父または母が不存在（長期入院を含む）で同居者が存在	+3
8	同一世帯の同居者に、常時日常生活の全てに渡り、介護が必要な者がいる	+4
9	兄弟姉妹が既に在園している園を利用申込する場合、又は同時申込の場合	+2
10	父または母が単身赴任の場合（自営業等を除く）	+2
11	多胎児での申込みの場合	+1
12	育児休業からの復職時の再申請	+2
13	児童福祉法の観点から、特に配慮が必要と判断される場合	+3

減算となる要件		
番号	条件	指数
1	保護者による、自宅内または自宅外での保育が可能（産休、育休は除く。）	-2
2	同居の親族等が、補完的な保育にあたる場合	-2
3	同一世帯内に保育園利用申込みをしていない兄弟姉妹がいる	-2
4	就労実績及び収入実績に整合性がないと判断される場合（東京都最低賃金を基に算定）	-6
5	雇用主が親族等の場合	-1
6	雇用主が保護者のいずれかの場合	-1
7	納付誓約を守らず、過去 3 ヶ月以上の保育料の滞納（卒園児を含む）がある場合	-8
8	納付相談等に応じず、過去 3 ヶ月以上の保育料の滞納（卒園児を含む）がある場合	-15

■優先順位■

基本指数と調整指数の合計が同一の場合、次の順位により決定します。

選考指数が同一になった場合の優先順位	
順位	内容
1	緊急性が非常に高く、特別な配慮が必要と認められる世帯 (虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要と認められる場合等)
2	保護者いずれかの分類が存在である
3	保護者のいずれかが単身赴任中で、かつ入園希望日以降もその状態が継続する予定である(※1)
4	同居親族に身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されている者がいる、または要介護の認定を受けている者がいる場合 (保護者、申込児童は除く)
5	保護者が保育士として町内の保育施設に月120時間以上勤務している場合、または町内学童クラブにおいて児童育成に従事する者として月120時間以上勤務している場合
6	前年度の住民税が非課税である世帯
7	父母の基本指数の合計が高い世帯
8	母の基本指数が高い世帯(父子世帯の場合は父の基本指数)
9	保護者の分類が就労である(※3) 細目の優先順位は、①外勤②居宅外自営③居宅内自営④内職の順とする
10	保護者の分類が以下に該当する(※3) 優先順位は、①出産②妊娠③疾病、負傷④障がい⑤介護、養護⑥災害復旧⑦求職活動⑧就学、職業訓練の順とする
11	新規入園申込みである
12	養育している子ども(18歳未満)の人数が多い世帯
13	保育料の滞納がない世帯
14	経済的困窮度の高い世帯(保護者の前年度の住民税の合計額が低い世帯)(※2)
15	八丈町に引き続き居住している期間が長い世帯 (保護者のうち期間が長い者で判定)

※1 単身赴任は上記に該当する旨を勤務先が証明する場合に限り適用する。

※2 前年度住民税未申告又は課税額が確認できない場合は最下位とする。

※3 保護者は、母を先に参照し、その順位が同位の場合は父の順位を参照する。

9 保育料

■決定方法等■

保育料（利用者負担額）は、P18の「■保育料（月額）■」に従い、世帯にかかる市町村民税額、お子様の支給認定区分、きょうだいの状況等によって八丈町が設定した階層区分に応じて決定します。月の途中で利用を止めた場合等は日割りとなります。

- ・ 市町村民税が未申告の方は、保育料が最高階層（最高額）となる場合があります。収入がない方であっても原則市町村民税の申告は必要です。
- ・ お支払いいただく保育料は、市町村民税を基に毎年見直されます。
- ・ 保育料は「保育料通知書」、階層区分は「支給認定決定通知書」に記載されます。
- ・ 4月～8月分は、平成27年度分市町村民税額、9月～3月分は、平成28年度分市町村民税額で算出します。
- ・ 保育料は、年度当初の実施年齢により決定するので、年度途中で誕生月を迎えても変更はありません。

※ 世帯の負担能力に著しい変化が生じ、保育料の支払いが困難となるなど、一定の条件を満たす場合には、費用負担を軽減することがあります。詳しくは、福祉健康課厚生係にご相談ください。（育児休業や自己都合退職、転職等は軽減の対象にはなりません。）

※ 延長保育料については、P6で確認してください。

■支払い等■

原則、口座振替で八丈町が徴収します。口座振替の申込みは、「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」を金融機関へご提出ください。

各月の納付期限までに保育料の納付がないときは、保育園を通じて督促状や催告書の配布のほか、児童手当からの充当や延滞金の徴収、財産の調査（金融機関や勤務先への照会等）や差押え等の滞納処分を行うことがあります。

■その他■

住民税に変更が生じたときは、保育料が変更する可能性がありますので、必ず福祉健康課厚生係にご連絡ください。

■保育料（月額）■

階層区分				認定区分・保育時間				
				1号認定	2号認定		3号認定	
				特別利用 保育	標準 時間	短時間	標準 時間	短時間
A	生活保護世帯			0	0	0	0	0
B1	市町村民税非課税世帯（ひとり親世帯）			0	0	0	0	0
B2	市町村民税非課税世帯（B1 以外の世帯）			3,200	3,000	2,900	4,000	3,900
B3	市町村民税均等割のみ世帯			3,200	3,000	2,900	4,000	3,900
市町村民税課税世帯	C1	市町村民税所得割課税額	～10,000 円未満	5,200	5,000	4,900	6,600	6,500
	C2		10,000 円以上 20,000 円未満	6,400	6,200	6,100	8,200	8,100
	C3		20,000 円以上 30,000 円未満	7,600	7,400	7,300	9,800	9,600
	C4		30,000 円以上 40,000 円未満	8,800	8,600	8,500	11,400	11,200
	C5		40,000 円以上 48,600 円未満	10,000	9,800	9,600	13,000	12,800
	C6		48,600 円以上 57,600 円未満	11,200	11,000	10,800	14,200	14,000
	C7		57,600 円以上 67,600 円未満	12,400	12,200	12,000	15,400	15,100
	C8		67,600 円以上 77,600 円未満	13,600	13,400	13,200	16,600	16,300
	C9		77,600 円以上 87,600 円未満	14,800	14,600	14,400	18,800	18,500
	C10		87,600 円以上 97,000 円未満	16,000	15,800	15,600	19,800	19,500
	C11		97,000 円以上 117,000 円未満	17,200	17,000	16,700	21,200	20,800
	C12		117,000 円以上 137,000 円未満	18,400	18,200	17,900	22,600	22,200
	C13		137,000 円以上 157,000 円未満	19,600	19,400	19,100	24,000	23,600
	C14		157,000 円以上 169,000 円未満	20,800	20,600	20,300	24,300	23,900
	C15		169,000 円以上 194,000 円未満	21,200	21,000	20,600	25,500	25,100
	C16		194,000 円以上 219,000 円未満	21,600	21,400	21,000	26,600	26,000
	C17		219,000 円以上 244,000 円未満	22,000	21,800	21,400	27,900	27,400
	C18		244,000 円以上 269,000 円未満	22,400	22,200	21,800	29,200	28,700
	C19		269,000 円以上 301,000 円未満	22,800	22,600	22,200	30,500	30,000
	C20		301,000 円以上 326,000 円未満	23,200	23,000	22,600	31,800	31,300
	C21		326,000 円以上 351,000 円未満	23,600	23,400	23,000	34,600	34,000
	C22		351,000 円以上 376,000 円未満	24,000	23,800	23,400	37,400	36,800
	C23		376,000 円以上 397,000 円未満	24,400	24,200	23,800	40,200	39,500
	C24		397,000 円以上	24,800	24,600	24,200	43,000	42,300

※ 兄弟姉妹で入園している場合、第 2 子は 1/2、第 3 子以降は無料となります。

10 保育にあたって特別な配慮を必要とする場合

「心身の発達に遅れがある」等の理由により、保育にあたって特別な配慮を要するお子様を保育園において集団保育し、健やかな発達を促します。

※ 保育園では、専門的な療法による治療や医療行為（与薬等）は行いません。

■必要な書類■

	必要な書類	備考
1	「■申込みの時に必要な書類■」 に記載されている書類	
2	診断書（※）	直近 3 か月以内のもの
3	障害者手帳の写し	身体障害者手帳、愛の手帳等をお持ちの方
4	母子健康手帳の写し	出産の状態、直近の健康診断のページ

※ 診断書には、以下の記載が明記されている必要があります。

- 1 集団保育を行う環境での生活が可能なこと
- 2 保育園での医療行為、与薬等の必要がないこと
- 3 日々の通園ができること

■事前保育■

保護者の希望や保育園からのお願いで、通園予定の保育園で、保育園の雰囲気や活動内容を事前に確認、体験するために行うことができます。ご希望される方は、福祉健康課厚生係にお問合せください。

11 申込後、認定内容や希望保育園等の変更があった場合

下記（例）のような変更があった場合は、申請書や追加資料の提出が必要になりますので、福祉健康課厚生係までご連絡のうえ、お手続きをお願いします。

（例）

- 希望保育園の追加、変更
- 住所の変更
- 就労状況、家庭状況の変更
- 就労の開始、終了

■認定変更に必要な書類■

- 支給認定変更届
- 保育園等利用申込内容変更届（※）

- ・ 変更理由を確認できる書類
- ※ 保育園申請中または保留の方のみ必要な書類

■認定変更の申請期限■

- (1) 申請中、保留の方
変更する月の申込み締切日まで
- (2) 既に保育園を利用している方
変更する月の前月 20 日まで

12 内定や入園の辞退

内定や入園の辞退をするときは、至急、福祉健康課厚生係までご連絡いただき、内定辞退届を提出してください。連絡及び届出が遅れますと、保育料が発生しますのでご注意ください。

13 食物アレルギーの対応について

食物アレルギーのあるお子様については、主治医の診断指示がある場合に限り、申請書を提出していただき、保育園での食事内容からアレルギーの原因となる食材を除去することを基本に対応しています。食物アレルギー以外の個別の希望には対応していませんのでご了承ください。

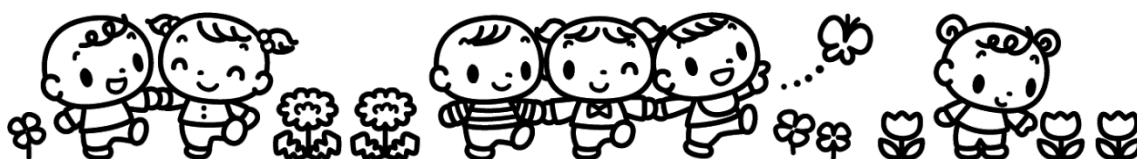
食物アレルギーに関しては厳重な管理等が必要なため、原則あおぞら保育園のみでの保育受け入れとなります。保護者の方のご理解、ご協力をよろしくお願いします。

ただし、アレルギーの内容やお子様の状態によっては、各保育園で対応可能な場合もあります。詳しくは、福祉健康課厚生係にご相談ください。

14 年間行事予定

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
年間行事予定	入園式・進級式 親子遠足 懇談会 ぎょう虫卵検査 	歯科検診 子どもまつり 	健康診断 	七夕まつり お楽しみ会 (年長児) 	夏まつり 学校プール 海水浴 	お月見 
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
年間行事予定	運動会 遠足 	さつま芋掘り レストランごっこ 懇談会 	発表会 健康診断 クリスマス会 餅つき 	お正月あそび 年長児の懇談会 郵便屋さんごっこ 	豆まき ラグハンド大会 (年長児) 富士登山 (年長児) 	ひなまつり お別れ遠足 お別れ会 入園前健康診断 (新入園児) 卒園式 

※ 各保育園により詳細は異なります。



15 1日の基本的な流れ

時間	未満児（0～2 歳児）クラス	時間	3 歳児～5 歳児クラス
7:30	開園（保育標準時間開始）	7:30	開園（保育標準時間開始）
8:30	順次登園（保育短時間開始）	8:30	順次登園（保育短時間開始）
9:00	自由あそび おやつ 歯磨き クラス活動 片付け	9:00	自由あそび クラス活動 片付け
11:00	給食準備 給食 給食片付け 歯磨き 着替え	11:00	給食準備 給食 給食片付け 歯磨き 着替え
12:30	お昼寝	12:30	お昼寝
14:30	起床・着替え	14:30	起床・着替え
15:00	おやつ 歯磨き クラス活動 自由あそび	15:00	おやつ 歯磨き クラス活動 自由あそび
16:30	順次降園（保育短時間終了）	16:30	順次降園（保育短時間終了）
18:30	閉園（保育標準時間終了）	18:30	閉園（保育標準時間終了）

※ この他、季節に合わせた各種行事を行います。

16 0 歳児保育

■実施保育園■

- ・ あおぞら保育園

■給食■

- ・ 離乳食：事前に園長、担任、栄養士、調理員がお話を伺います。
- ・ 哺乳瓶：飲み口が個々で異なりますので、ご家庭でご用意ください。
- ・ 母乳：冷凍保存し、1 回分ずつ小分けしたものをご持参ください。
- ・ 粉ミルク：保育園で下記の粉ミルクを用意しております。

■粉ミルク■

- ・ 明治ほほえみ／明治ステップ

※ 上記の粉ミルク以外をご希望される場合は、ご家庭でご用意ください。

17 一時保育

冠婚葬祭や保護者の病院受診、リフレッシュなど一時的に保育が必要な場合にお子様をお預かりします。

■実施保育園■

- ・ むつみ保育園
- ・ あおぞら保育園

■対象児童■

- ・ 八丈町に住所を有する満 1 歳から未就学児

■一時保育料■

- ・ 児童 1 名につき、1 時間 350 円

■利用形態■

- ・ 利用時間：平日 9 時～17 時（土曜、日曜、祝祭日、年末年始除く。）
- ・ 利用回数：1 人のお子様に対し、1 日最大 4 時間、週 3 日まで
- ・ 受入人数：同時刻に 3 人まで
- ・ 申込場所：利用保育園窓口（電話での予約はおこなっておりません。）
- ・ 申込期間：利用する 1 ヶ月前～2 日前まで

■昼食、おやつ■

- ・ あおぞら保育園のみ昼食（給食）、おやつを提供します。
むつみ保育園で、昼食とおやつをはさむ時間帯の利用は、ご家庭でご用意ください。

■給食料■

- ・ 給食料は 400 円です。
※ 昼食のみ、おやつのみの場合でも料金は変わりません。

18 こどもひろば

園庭や保育室の一部を開放して、親子と地域の方々とのふれあいの場、交流の場を提供します。登録制となりますので、事前に実施保育園にお申込みください。
なお、一時保育を利用している方は登録の必要はありません。
また保育園の行事等により、実施しない日もありますのでご了承ください。

■実施保育園■

- ・ あおぞら保育園

■利用対象■

- ・ 八丈町に住所を有する 0 歳から未就学児とその保護者

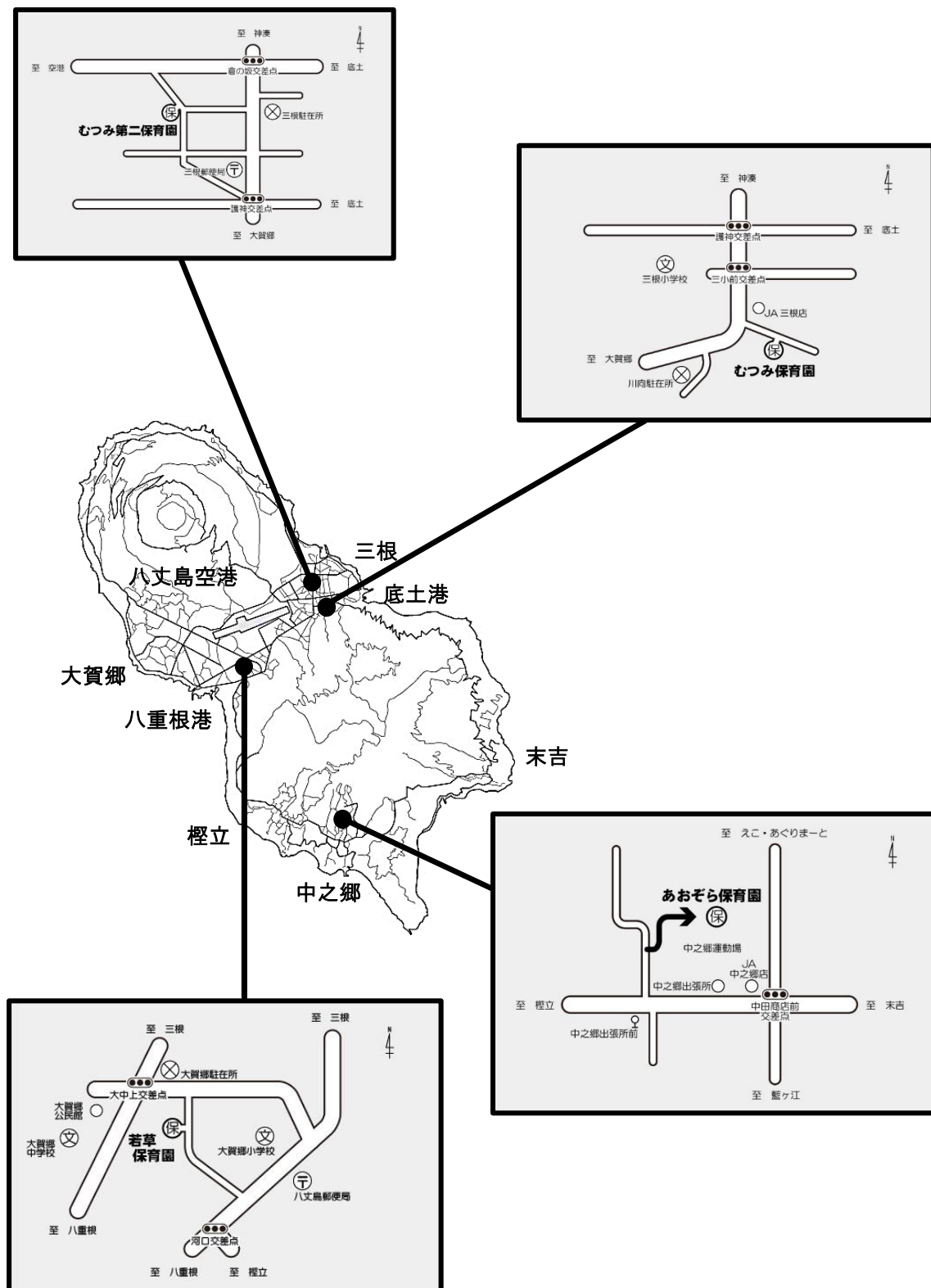
■実施日■

- ・ 毎週火曜日、木曜日

■利用時間■

- ・ 9 時 50 分～10 時 50 分、15 時～16 時の 2 回です。
※ 園児の午睡中は利用できません。

19 八丈町立保育園マップ



20 むつみ保育園

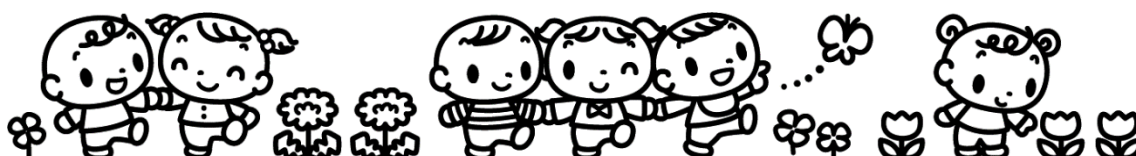
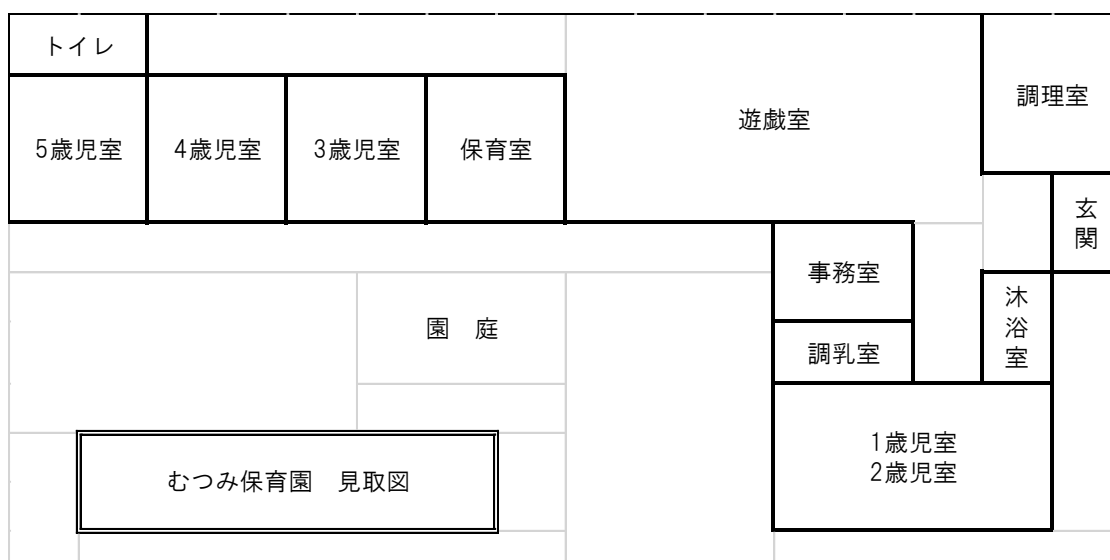
■ 保育園の紹介 ■

一人ひとりの成長に合わせ、明るく元気に豊かな心を育む『むつみ保育園』。
一時保育も行っています。ぜひ、ご利用ください。

■ 保育目標 ■

- ・ 自然の中でたくましい心とからだ作り
- ・ 優しく思いやりのある心を育む
- ・ 生き生きとした豊かな表現力を身につけ、自立できる子どもを育てる

■ 保育園見取図



21 むつみ第二保育園

■保育園の紹介■

幼児組は縦割り保育を行っています。各グループごとにお散歩、給食、お昼寝などの行動を共にしています。大きな子たちが小さい子の面倒をみたり、小さい子たちが頼っていたり、とても微笑ましい場面が見られます。また、思いやりの気持ちや仲間意識も縦割り保育によって高まります。

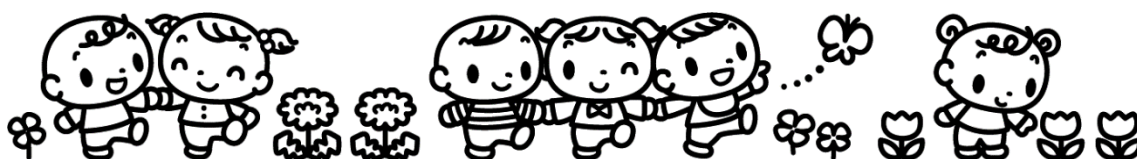
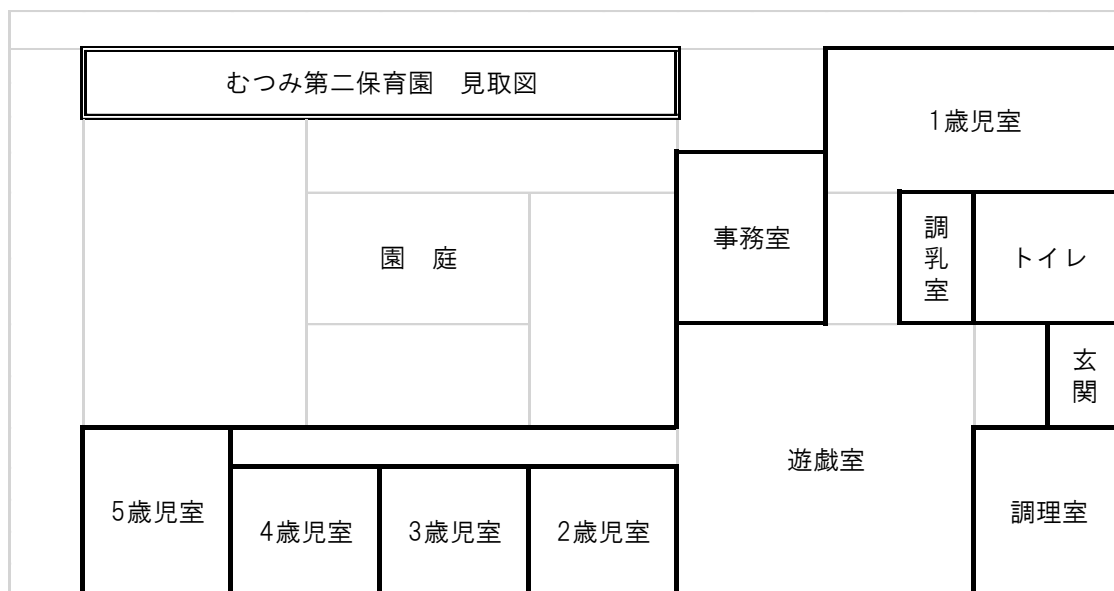
一人ひとりの気持ちに寄り添い、嬉しいことも悲しいことも悔しいこともしっかりと受け止められる保育を目指しています。

ぜひお気軽に遊びに来てください。

■保育目標■

- ・ 元気に登園し、大きい声であいさつをする。
- ・ 子どもたちが自由にハキハキと表現ができる。
- ・ 素直に伸び伸びと過ごし、感情豊かな心を育む。

■保育園見取図



22 若草保育園

■保育園の紹介■

園舎は一番古いですが、園児が一番多く、年長児組が年少児組をかわいがる、優しく、にぎやかで元気な保育園です。

1、2歳児が歩いていける距離に八丈植物公園やビシターセンターがあります。公園には遊具もあり、みんなで散歩に出かけては楽しく遊ぶことができます。

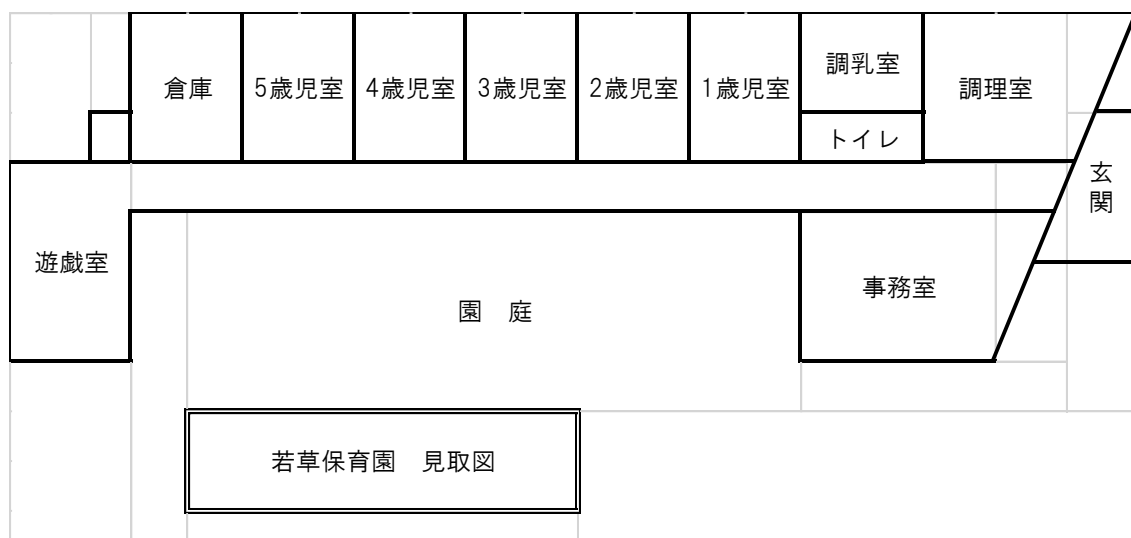
若草保育園には広い畑もあり、さつまいもや野菜の収穫が楽しめます。たけのこや三つ葉、あしたばも摘み取れ、八丈島の自然満載の保育園です。

職員一同、笑顔をモットーに子どもの気持ちに寄り添い、大事にし、関わっていく保育を目指します。

■保育目標■

- ・ 元気にあいさつする子ども
- ・ 自分の意見を表現でき、伸び伸びと行動できる子ども
- ・ 心身ともに健やかなこども

■保育園見取図



23 あおぞら保育園

■ 保育園の紹介 ■

八丈町立あおぞら保育園は、坂上地域の少子化が進む中、平成 23 年 4 月に南海保育園、真砂保育園、末吉保育園が統合してできた八丈町の中で一番新しい保育園です。

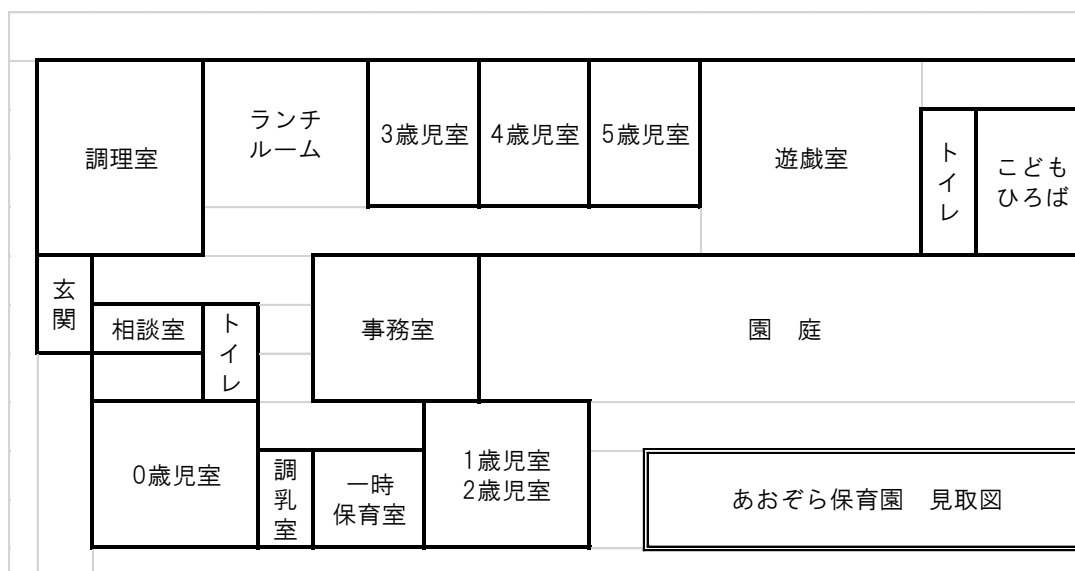
あおぞら保育園は、0 歳児から 5 歳児までの保育、一時預かり保育を行っています。

子どもたちが、小学校入学までの幼児期の間、心身ともに成長していく保育園で、毎日登園することが楽しい一日のはじまりであるよう努めていきます。

■ 保育目標 ■

- 子どもたちが集団生活の中で、あいさつ、思いやりの心、そして自分で出来ることは自分でやるなど、幼児期に心身ともに成長していくことを目指しています。

■ 保育園見取図



24 子育てに関する施設

■八丈町子ども家庭支援センター■

- ・ 所在地：東京都八丈島八丈町大賀郷 2551 番地 2
- ・ 電話番号：04996-2-4300
- ・ F A X：04996-2-7923
- ・ E-mail：kodomo@town.hachijo.tokyo.jp
- ・ 開館時間：平日 8 時 45 分～17 時
毎月第二土曜日 9 時～正午（交流ひろばのみ実施）
- ・ 発行物：ほのぼの通信「毎月 1 日発行」

（1）一時預かり事業

冠婚葬祭や保護者の病院受診、リフレッシュなど一時的に保育が必要な場合にお子様をお預かりします。

- ・ 対象：八丈町に住民登録している満 1 歳児～未就学児
- ・ 料金：1 時間 350 円
- ・ 利用時間：平日 8 時 45 分～17 時
- ・ 利用回数：1 人のお子様に対し、1 日最大 4 時間、週 2 日まで
- ・ 受入人数：同時刻に 3 人まで
- ・ 申込場所：子ども家庭支援センター窓口
- ・ 申込期間：利用する 1 ヶ月前～2 日前まで

※ 保護者の急な病気や緊急の理由により、家庭での保育が困難な場合は、当日でもご相談ください。

（2）交流ひろば

子育て家族のふれあいの場、交流の場として屋内広場を無料で開放しています。0 歳～未就学児を対象とし、開放時間内は自由に出入りすることが出来ます。

毎週水曜日は、10 時 30 分から催しを行いますので、ぜひお越しください。

- ・ 利用時間：平日 8 時 45 分～17 時 / 毎月第二土曜日 9 時～正午

（3）育児・児童相談

18 歳未満のお子様に関するあらゆる相談の窓口です。育児中の方やお子様自身に限らず、妊娠中の方やこれからパパやママになる方、どなたからでもお受けします。プライバシーは守られますのでお気軽にご相談ください。

(4) ファミリーサポート事業

保育や保育園の送迎などの援助を受けたい方（利用会員）に、お手伝いが出来る方（提供会員）を紹介します。利用・提供会員それぞれ募集を随時していますので、お気軽にお問合せください。

(5) 養育支援訪問事業

養育の支援を特に必要としている家庭に、家事のお手伝いや育児の相談スタッフを派遣します。

(6) 身体測定

職員の対応可能な時間に随時行っていますので、お気軽にお声掛けください。

(7) 赤ちゃんふらっと

おむつ交換用ベッド、授乳スペース、調乳用のお湯の提供をおこなっています。ひろば利用時以外も利用できますのでお立ち寄りください。

